

公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について

本市では、待機児童対策を市の重要施策として位置付け、民設・民営による保育所等の整備を進めているところです。この度、特に待機児童の多い「重点整備地域」の一つであるJR市川駅周辺とりわけ市川駅南地区における対策として、平成29年度に都市公園法（昭和31年法律第79号）が改正されたことに伴い、市川駅南公園の敷地の一部を活用し認可保育園を整備することとしたので、現在、認可保育園を設置・運営する事業者の募集（公募）を行っています。

当該公募を含めた公共施設等を活用した保育所を民設・民営で設置する場合における申請資格について、平成30年度第1回及び第2回市川市子ども・子育て会議にて、委員の皆様から意見を伺っておりますことから、その結果について、報告します。

1 申請資格の範囲（法人格の範囲）について

近年の私立保育園の設置する主体は社会福祉法人以外が大半となっている状況を考慮し、申請資格を社会福祉法人に限定しないこととしました。

2 申請資格の範囲（申請後の法人格取得）について

社会福祉法人に限定しないこととしたこと、後記3のとおり運営実績を求めることとしたことから、申請時に法人格を有していない場合は対象外とすることとしました。

3 保育所運営経験について

- ①現在、保育所（認可保育園）又は認定こども園を運営している法人
 - ②法人としての認可保育園等の運営実績が3年以上あること
- を要件とすることとしました。



【市川駅南公園内における保育園設置・運営事業者募集要項における申請資格】

以下の要件を全て満たす法人格を有する者

- ① 平成30年10月1日現在、認可保育園又は認定こども園を運営している法人で、法人としての認可保育所等の運営実績が3年以上あること。
- ② その他、暴力団等と密接な関係にない者、税の滞納がない者等（要約）